

令和4年度入札契約・総合評価方式の実施方針

《建設コンサルタント業務等》(港湾空港関係)

- 本資料内での評価方法・評価表は一般的な例であるため、各業務の入札説明書を確認下さい。
- 本資料については、下記に掲載しております。
(四国地方整備局HP>港湾空港部 >入札・契約情報 >規則・基準・様式等)
- 評価結果表は、発注部局、事務所の契約担当課等において閲覧できます。
- 令和4年7月1日以降の公告案件から適用します。**

令和4年6月

四国地方整備局 港湾空港部

港湾空港関係業務に関する入札・契約手続の実施方針【目次】

1. 建設コンサルタント業務等における入札契約方式	P.2
2. 入札方式の選定	P.3
3. 発注方式の選定	P.4
4. 建設コンサルタント業務等の発注方式選定表	P.5~6
5. 技術者の評価内容及び評価テーマの配点	P.7
6. 総合評価落札方式(業務)におけるチャレンジ型の実施(試行)	P.8
7. 技術者資格の評価項目	P.9~10
8. 若手管理技術者の技術の習得機会の拡大	P.11~12
9. 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価	P.13
10. 技術者表彰の評価内容「選定時」	P.14
11. 技術者表彰の評価内容「特定時」又は「技術評価点算出時」	P.15
12. 参加表明者、配置予定管理技術者の成績実績評価拡大	P.16
13. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置	P.17
14. 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)	P.18
15. 低入札価格調査基準	P.19
16. 総合評価落札方式(落札者の決定方法)	P.20
17. 第三者照査の試行	P.21~22
18. 履行確実性の評価	P.23~25
19. 発注見通し等の公表	P.26
20. 業務品質確保調整会議について	P.27
21. 業務三者会議の開催(試行)	P.28
22. 業務におけるスケジュール管理表による情報共有(試行)	P.29
23. 業務における書類削減の取り組み	P.30
24. 過年度関連業務資料のデジタル情報での提示について	P.31
25. 業務におけるテレビ・web会議による打合せ・検査	P.32
26. 業務帳票システムの導入	P.33
27. オンライン電子納品の運用開始	P.34
28. 競争参加における申請書類の提出ファイルサイズの増加	P.35
別冊.新型コロナ感染症拡大防止対策	別冊

(赤) 令和4年3月版からの主な見直し

建設コンサルタント業務等における入札契約方式

※R4年3月版と変更なし

一般競争入札方式	一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、入札価格により落札者を決定する。
一般競争入札方式 (総合評価落札方式)	一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、価格以外の要素(技術提案、企業・技術者の能力)と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
公募型競争入札方式 簡易公募型競争入札方式 ※2	一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、選定評価基準に基づき10者以内を選定し、入札価格により落札者を決定する。
公募型競争入札方式 (総合評価落札方式) 簡易公募型競争入札方式 ※2 (総合評価落札方式)	一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、選定評価基準に基づき10者以内を選定し、価格以外の要素(技術提案、企業・技術者の能力)と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
公募型プロポーザル方式 簡易公募型プロポーザル方式	一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、選定評価基準に基づき条件を満たす業者を5者以内選定し、技術提案、企業・技術者の能力を総合的に評価し、業者を特定する。
指名競争入札方式 ※1	指名審査基準に基づき業者を原則10者指名し、入札価格により落札者を決定する。
標準プロポーザル方式 ※1	指名審査基準に基づき業者を5者選定し、技術提案、企業・技術者の能力を総合的に評価し、業者を特定する。

※1 指名競争入札方式、標準プロポーザル方式は原則選定しない。

※2 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式を原則とする。

入札方式の選定

※R4年3月版と変更なし

プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式

入札方式	
政府調達(WTO) 対象業務	左記以外
公募型 ※ <u>6,800万円以上</u>	
簡易公募型 ※ <u>5,000万円以上</u>	簡易公募型に準ずる方式

※政府調達に関する協定 適用額改正
(令和4年度・令和5年度)

6,800万円以上

5,000万円以上

※政府調達に関する協定第1条付属書Ⅰ付表4に、除くものとして規定される業務は対象外。

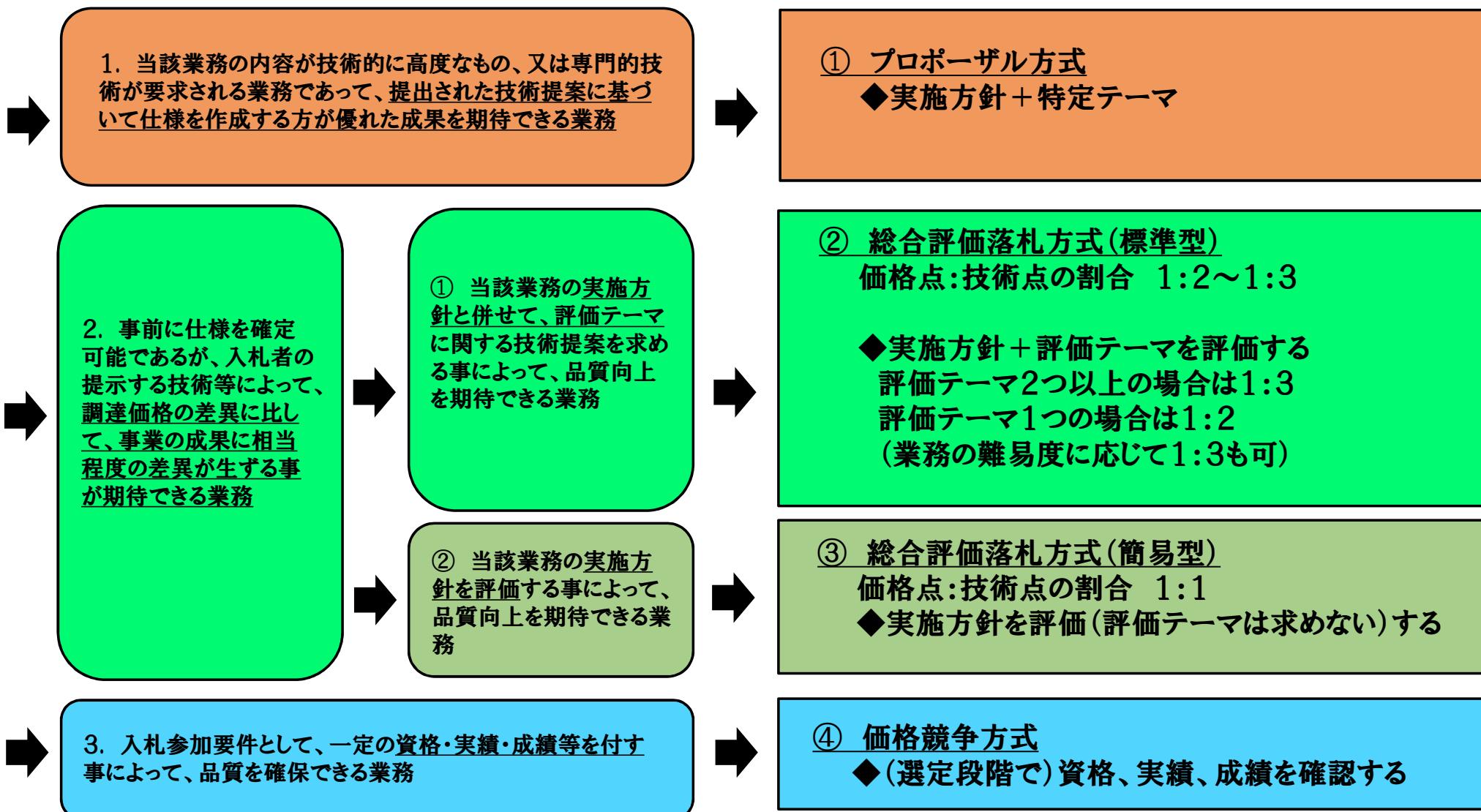
(土木建設工事のためのエンジニアリング・デザインサービスのうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス。建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービスなどが対象外)

注)総合評価落札方式については、一般競争入札の適用も可とする。

発注方式の選定

※R4年3月版と変更なし

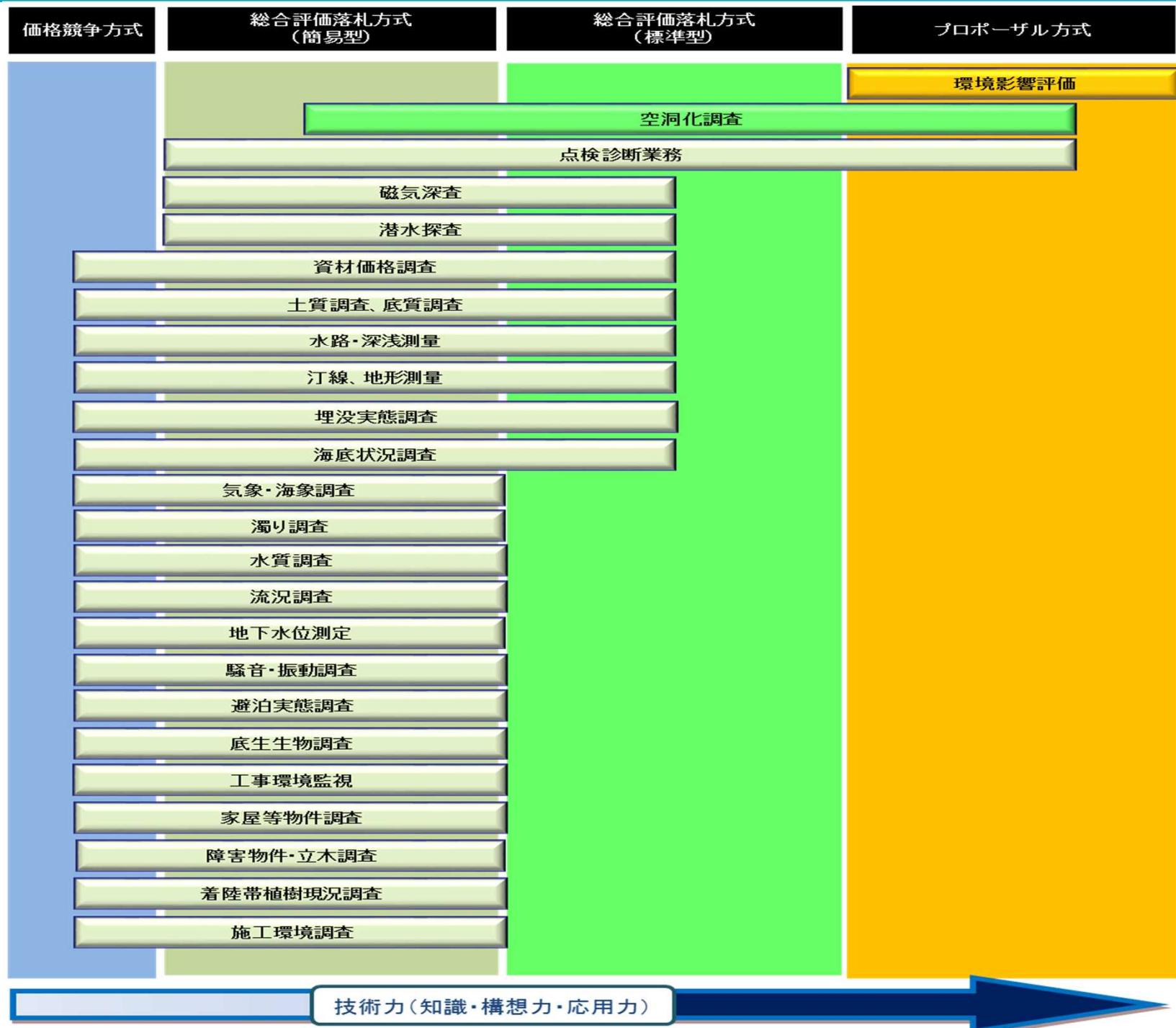
当該業務（建設コンサルタント等、測量・調査）



建設コンサルタント業務等の発注方式選定表(1/2)

1)測量・調査

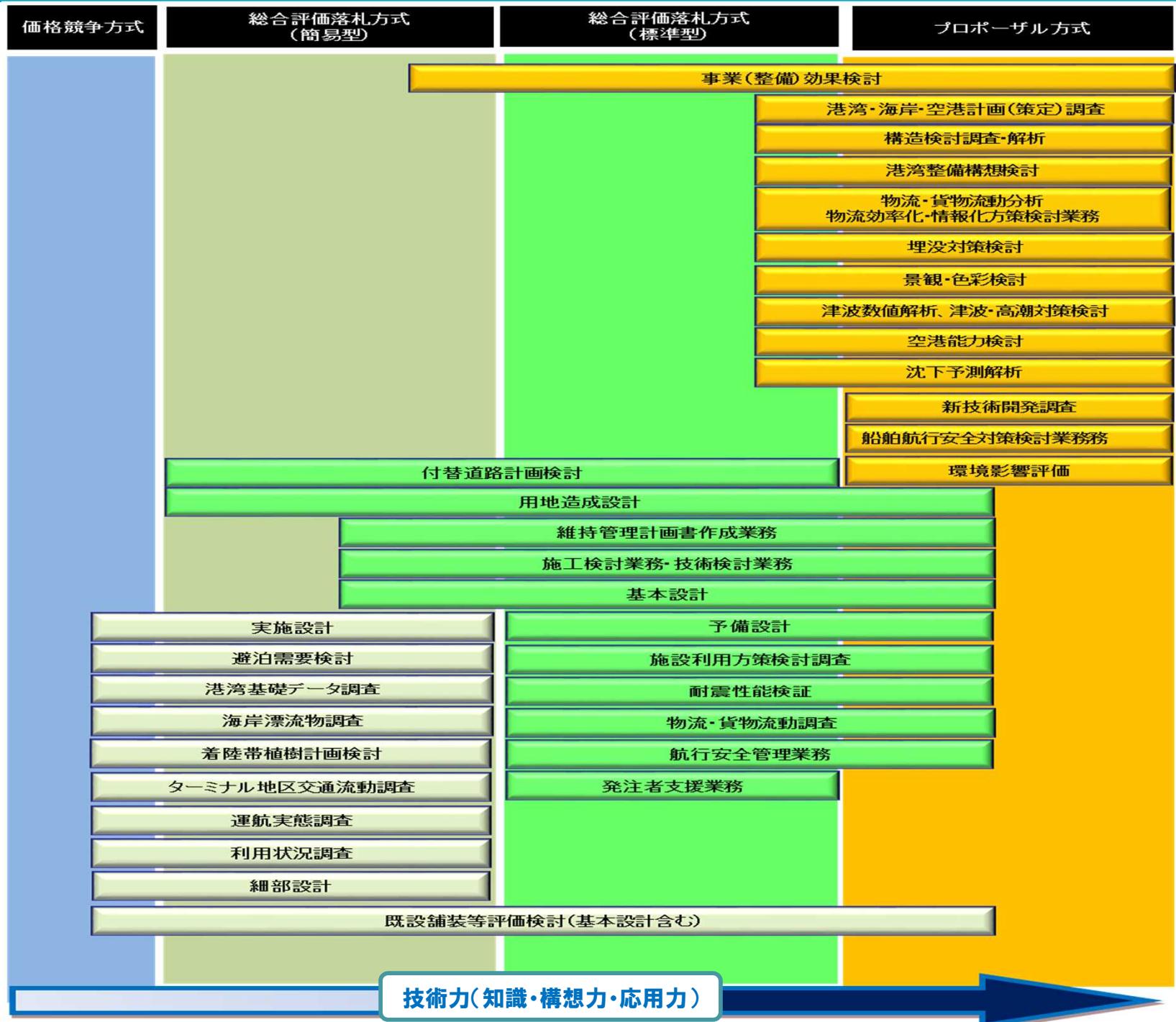
※R4年3月版と変更なし



建設コンサルタント業務等の発注方式選定表(2/2)

2)建設コンサルタント等

※R4年3月版と変更なし



技術者の評価内容及び評価テーマの配点

【令和4年度】プロポーザル方式・総合評価落札方式における評価項目配点一覧表

※赤字はR4.7～見直し

評価項目	評価の着目点		公募型・簡易公募型 プロポーザル方式	標準プロポーザル方式	項目別配分						
					公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型)【1:3】	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型)【1:2】	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (简易型)	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型)【1:3】 (チャレンジ型)	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型)【1:2】 (チャレンジ型)	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (简易型) (チャレンジ型)	
配置 経験定 管 理 能 力 技 術 者 の	資格 要件 資 格 術 等 者	技術者資格等、 その専門分野の内容	10	10	10	10	10	10	10	10	
	技術 専 門 力 業 務 実 績	○○年度以降の同種又は類似業務実績 の内容(過去10年度間)	10	10	10	10	10	10	10	10	
	※ 収 集 情 3 報 精 通 度	○○年度以降の当該事務所周辺での業 務実績(過去10年度間)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	専 門 技 術 力 業 務 成 績	過去4年度間の地方整備局、沖縄総合 事務局及び国土技術政策総合研究所発 注(ともに港湾空港関係)の業務成績	20	20	20	20	20	—	—	—	
		・四国地方整備局等の業務表彰、海外インフ ラプロジェクト優秀技術者賞、地盤工学会四 国支部、日本応用地質学会中四国支部、土木 学会四国支部における表彰の有無(過去4年度 間) ・四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協 定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状 の有無(過去1年度間)	10	10	10	10	10	—	—	—	
賃上げの実施を表明した企業等(※4 ※5 ※6)			—	—	15	15	10	10	10	5	
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解	20	20	20	20	20	20	20	20	
実施フロー	実施手順	実施手順の妥当性	10	10	15	15	15	15	15	15	
工程表		業務量把握の妥当性	10	10	15	15	15	15	15	15	
評価 技術提案 案 （特 定） （※ 1） に 対 す る	全体	評価テーマ間の整合性(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	評 価 （ マ 特 定 1 ）	的確性 地形、環境、地域特性などの与条件と の整合性が高い場合に優位に評価	20 (10)	20 (10)	10	10		10	10		
		問題点(課題)、着眼点、解決方法等 が適切かつ論理的に整理されており、 本業務を遂行するにあたって有効性が 高い場合に優位に評価	40 (20)	40 (20)	20	20		20	20		
	実現性 提案内容に説得力がある場合に優位に 評価	40 (20)	40 (20)	20	20		20	20			
		提案内容を裏付ける類似実績などが明 示されている場合に優位に評価	20 (10)	20 (10)	10	10		10	10		
	（ 特 定 評 価 2 ）	的確性 同上	— (10)	— (10)	10			10			
		実現性 同上	— (20)	— (20)	20			20			
合計			220	220	235	175	110	200	140	75	
技術評価点(合計に対する相対評価換算)					60	60	60	60	60	60	
履行確實性					○	○	○	○	○	○	

※1： 基本、評価テーマは標準型(1:3)の場合は2項目、標準型(1:2)の場合は1項目を求めるものとする。

※2： 「評価テーマ間の整合性」の評価は、評価テーマが2つ以上ある場合に限り、必要に応じて追加することができる。

※3： 「情報収集力」の評価は、当該業務内容を勘査し、追加設定を可能とする。なお、配点については評価ウェートを逸脱しない範囲で配点すること。

※4： 「賃上げの実施を表明した企業等」の評価にかかる配点について、「簡単な実施方針」による発注の場合も上記と同じ配点とする。

※5： 「賃上げの実施を表明した企業等」の評価にかかる配点について、発注者支援業務(水中部施工状況確認業務含む)にかかる配点は5点とする。

※6： 「賃上げの実施を表明した企業等」の評価のうち、未達成の場合の減点措置にかかる配点については、令和4年度中に決定する。

総合評価落札方式(業務)におけるチャレンジ型の実施(試行)

※R4年3月版と変更なし

担い手確保の一貫として、地方整備局の成績や表彰の実績を持たない企業の受注機会の確保を図るため、総合評価落札方式(簡易型及び標準型)による建設コンサルタント等業務及び測量・調査業務の一部(各事務所数件程度)において、企業・技術者の成績・表彰を評価の対象としないチャレンジ型の試行を実施する。

参加表明時点

評価内容	評価着目点		総合評価 簡易型 (1:1)	チャレンジ型
企業評価	資格・実績等	登録部門	5	5
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	5	5
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
計		100	30	

評価内容	評価着目点		総合評価 標準型 (1:2)	チャレンジ型
企業評価	資格・実績等	登録部門		0
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	5	5
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
計		95	25	

技術提案時点

評価内容	評価着目点		総合評価 簡易型 (1:1)	チャレンジ型	
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	10	10	
		同種・類似実績	10	10	
	成績・表彰	成績	20	評価しない	
		表彰	10	評価しない	
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容	20	20	
実施フロー	実施手順	実施手順	15	15	
工程表		業務量把握	15	15	
貢上げ評価			10	5	
計			110	75	
評価内容	評価着目点		総合評価 標準型 (1:2)	チャレンジ型	
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	10	10	
		同種・類似実績	10	10	
	成績・表彰	成績	20	評価しない	
		表彰	10	評価しない	
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容	20	20	
実施フロー	実施手順	実施手順	15	15	
工程表		業務量把握	15	15	
評価テーマ	的確性	整合性	10	10	
		有効性	20	20	
	実現性	説得力	20	20	
		根拠明示	10	10	
貢上げ評価			15	10	
計			175	140	

技術者資格の評価項目(1／2)

※R4年3月版と変更なし

※国土交通省登録資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合

- 最高点評価は、「1位資格(技術士等)」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- 次点評価は、「1位資格(技術士等)」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。

技術者資格の評価方法

国土交通省登録技術者資格を適用する業務(①)

①

両方の資格保有で最高評価10点

1位評価

1位資格 8点	技術士、博士等
------------	---------

2位評価

1位資格 8点	技術士、博士等
------------	---------

3位評価

2位資格 6点	国土交通省登録技術者資格(当該業務に特化した資格を除く)
------------	------------------------------

4位評価

3位資格 4点	上記以外の資格
------------	---------

加点

+	当該業務に特化した資格 2点	海洋港湾構造物維持管理士、海洋港湾構造物設計士等
---	-------------------	--------------------------

OR

1位資格 8点	国土交通省登録技術者資格(当該業務に特化した資格)
------------	---------------------------

国土交通省登録技術者資格を適用する業務(②)

②

1位評価	1位資格 10点	技術士、博士等
------	-------------	---------

2位評価	2位資格 7点	国土交通省登録技術者資格
------	------------	--------------

3位評価	3位資格 4点	土木学会、APECエンジニア等
------	------------	-----------------

国土交通省登録技術者資格を適用しない業務(③)

③

1位評価	1位資格 10点	技術士、博士等
------	-------------	---------

2位評価	2位資格 5点	土木学会、APECエンジニア、基本情報技術士等
------	------------	-------------------------

①:国土交通省登録技術者資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合の配点(1位・2位・3位・4位評価)

②:国土交通省登録技術者資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点(1位・2位・3位評価)

③:国土交通省登録技術者資格を適用しない業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点(1位・2位評価)

若手管理技術者の技術の習得機会の拡大(1／2)

※R4年3月版と変更なし

■若手技術者に代えて指導技術者を評価する取り組みを新たに実施【若手技術者育成制度】

若手管理技術者の活躍に向け、若手管理技術者(45歳以下)を配置する際に、併せて、ベテランの技術指導者を配置し、定期的に技術指導を行うことにより、若手管理技術者の技術力の向上を図る。総合評価の評価対象を技術指導者の実績で評価することにより、若手管理技術者の配置を促す。

■若手の定義

公告年度の4月1日に満45歳以下であること。

■評価対象となる若手技術者及び技術指導者の配置

若手管理技術者及び技術指導者の配置は、申請者が選択する。

【配置パターン】

若手管理技術者 + 技術指導者(非専任)

- 資格は、若手管理技術者で評価
- 同種実績・業務成績・表彰は、技術指導者(非専任)で評価

■技術指導者の要件

技術指導者は、以下の全ての要件を満足すること。

- ①配置予定技術者に求める要件をすべて満たすこと。
- ②定期的に若手の管理技術者の指導を行うこと。(1回／週以上)
- ③発注者と行う全ての協議、報告、打ち合わせに必ず出席すること。

■対象案件

全ての業務(測量・調査、建設コンサルタント等)

若手管理技術者の技術の習得機会の拡大(2/2)

※R4年3月版と変更なし

■配置予定技術者の成績点評価の見直し

平成29年度までは、配置予定技術者の成績点は、管理技術者及び担当技術者として従事した、過去4年度間の平均業務成績点を評価対象としていたが、若手管理技術者と技術指導者の取り組みを全業務で実施することを踏まえ、平成30年度からは、管理技術者として従事した平均業務成績点のみで評価する。

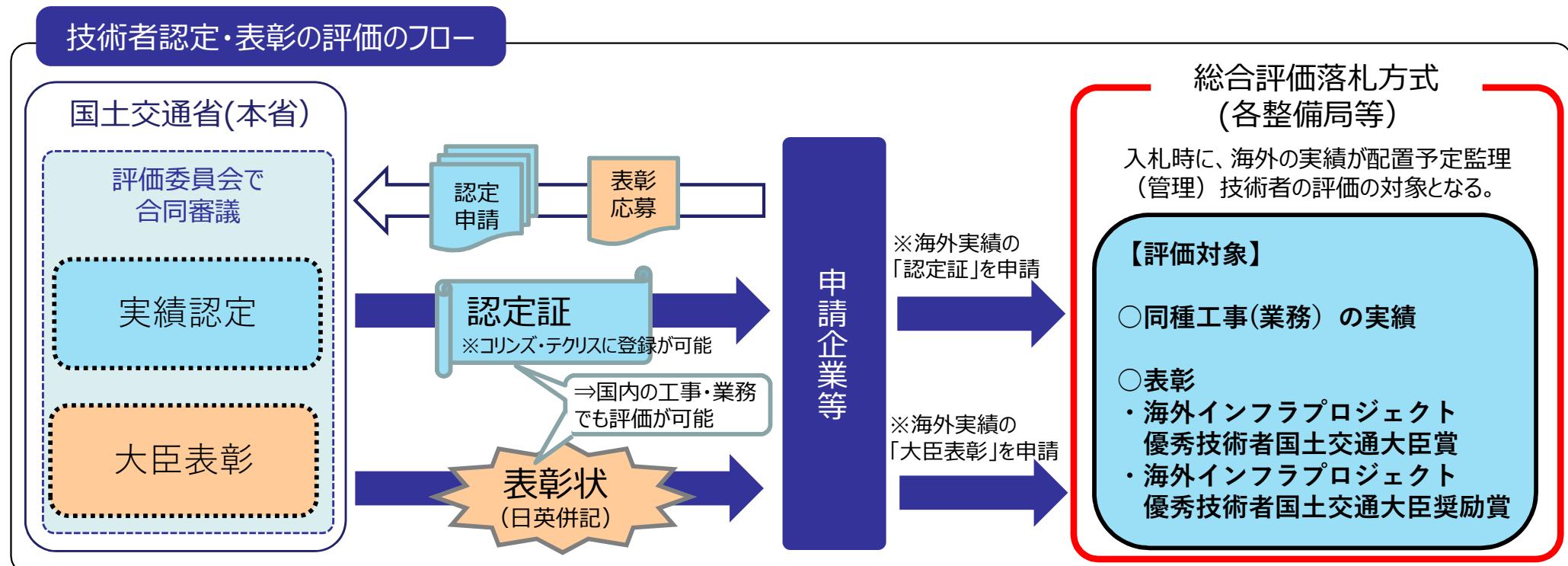
ただし、配置予定技術者が、担当技術者として従事した業務成績点しかない場合には、担当技術者として従事した平均業務成績点で評価する。

管理技術者(担当技術者として従事した業務成績点しかない場合は、担当技術者)として従事した地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所発注(ともに港湾空港関係)の〇〇年度から〇〇年度末までに完了した「建設コンサルタント等又は測量・調査」業務の平均業務成績点で評価する。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価

※R4年3月版と変更なし

今後の海外進出や国内外の技術者の流動化を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。



技術者表彰の評価内容「選定時」

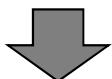
※赤字はR4.7～見直し

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「配置予定管理技術者の経験及び能力」(表彰実績)の評価について、**四国地方整備局(港湾空港関係)**との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状の有無を新たに対象とする。これ以外の内容については、従前のとおりとする。

見直し前 (令和4年6月まで)

	評価の着目点	判断基準	配点
優良表彰	〇〇年度以降の四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間)	<p>〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に関する業務で地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業が地質に関する業務の場合のみ)、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>①四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者。 ②四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞を受けた者。 ③四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、又は土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞を受けた者。 ④上記以外</p>	①5点 ②3点 ③2点 ④0点

見直し後 (令和4年7月から)



青字は港湾・海岸及び開発保全航路に関する業務のみ対象

	評価の着目点	判断基準	配点
優良表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間) ・四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状の有無(過去1年度間) 	<p>・〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に関する業務で地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業が地質に関する業務の場合のみ)、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験の有無。</p> <p>・〇〇年度以降公示日までの表彰又は感謝状のうち、四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状を受けた経験の有無。</p> <p>について下記の順位で評価する。</p> <p>①四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者。 ②四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞を受けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する局長からの表彰又は感謝状を受けた者。 ③四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞を受けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する部長等(部長、事務所長)からの表彰又は感謝状を受けた者。 ④上記以外</p>	①5点 ②3点 ③2点 ④0点

技術者表彰の評価内容「特定時」又は「技術評価点算出時」

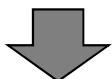
※赤字はR4.7～見直し

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「配置予定管理技術者の経験及び能力」(表彰実績)の評価について、**四国地方整備局(港湾空港関係)**との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状の有無を新たに対象とする。これ以外の内容については、従前のとおりとする。

見直し前 (令和4年6月まで)

	評価の着目点	判断基準	配点
優良表彰	〇〇年度以降の四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間)	<p>〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に関する業務で地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業が地質に関する業務の場合のみ)、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>①四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者。 ②四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞を受けた者。 ③四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、又は土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞を受けた者。 ④上記以外</p>	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 0点

見直し後 (令和4年7月から)



青字は港湾・海岸及び開発保全航路に関する業務のみ対象

	評価の着目点	判断基準	配点
優良表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・四国地方整備局等の業務表彰、海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間) ・四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状の有無(過去1年度間) 	<p>・〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に関する業務で地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業が地質に関する業務の場合のみ)、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験の有無。</p> <p>・〇〇年度以降公示日までの表彰又は感謝状のうち、四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する表彰又は感謝状を受けた経験の有無。</p> <p>について下記の順位で評価する。</p> <p>①四国地方整備局長表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞を受けた者。 ②四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長)表彰又は海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞を受けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する局長からの表彰又は感謝状を受けた者。 ③四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞を受けた者、又は四国地方整備局(港湾空港関係)との災害協定に基づく活動実績に対する部長等(部長、事務所長)からの表彰又は感謝状を受けた者。 ④上記以外</p>	①10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 0点

参加表明者、配置予定管理技術者の成績実績評価拡大

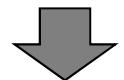
※R4年3月版と変更なし

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「参加表明者の経験及び能力」、「配置予定管理技術者の経験及び能力」(業務実績)の評価について、国土技術政策総合研究所の実績を評価対象に追加する。
これにより、競争参加者の参加機会の拡大を図る。

(例)【配置予定管理技術者「特定時」又は「技術評価算定時】

見直し前 (令和元年度迄)

	評価の着目点	判断基準	配点
業務成績	過去4年度間の地方整備局及び沖縄総合事務局の業務成績(過去4年度間)	管理技術者(担当技術者として従事した成績評定点しかない場合は、担当技術者)として従事した地方整備局及び沖縄総合事務局発注(ともに港湾空港関係)の平成27年度から平成30年度末までに完了した「建設コンサルタント等」業務の平均請負業務成績評定点(技術者評定点)を下記の順位で評価する。 ①80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤60点以上65点未満又は実績がない場合	①20点 ②16点 ③12点 ④ 8点 ⑤ 0点



見直し後 (令和2年度から)

	評価の着目点	判断基準	配点
業務成績	過去4年度間の地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所の業務成績	管理技術者(担当技術者として従事した成績評定点しかない場合は、担当技術者)として従事した地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所発注(ともに港湾空港関係)の平成27年度から平成30年度末までに完了した「建設コンサルタント等」業務の平均請負業務成績評定点(技術者評定点)を下記の順位で評価する。 ①80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤60点以上65点未満又は実績がない場合	①20点 ②16点 ③12点 ④ 8点 ⑤ 0点

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

※R4年3月版と変更なし

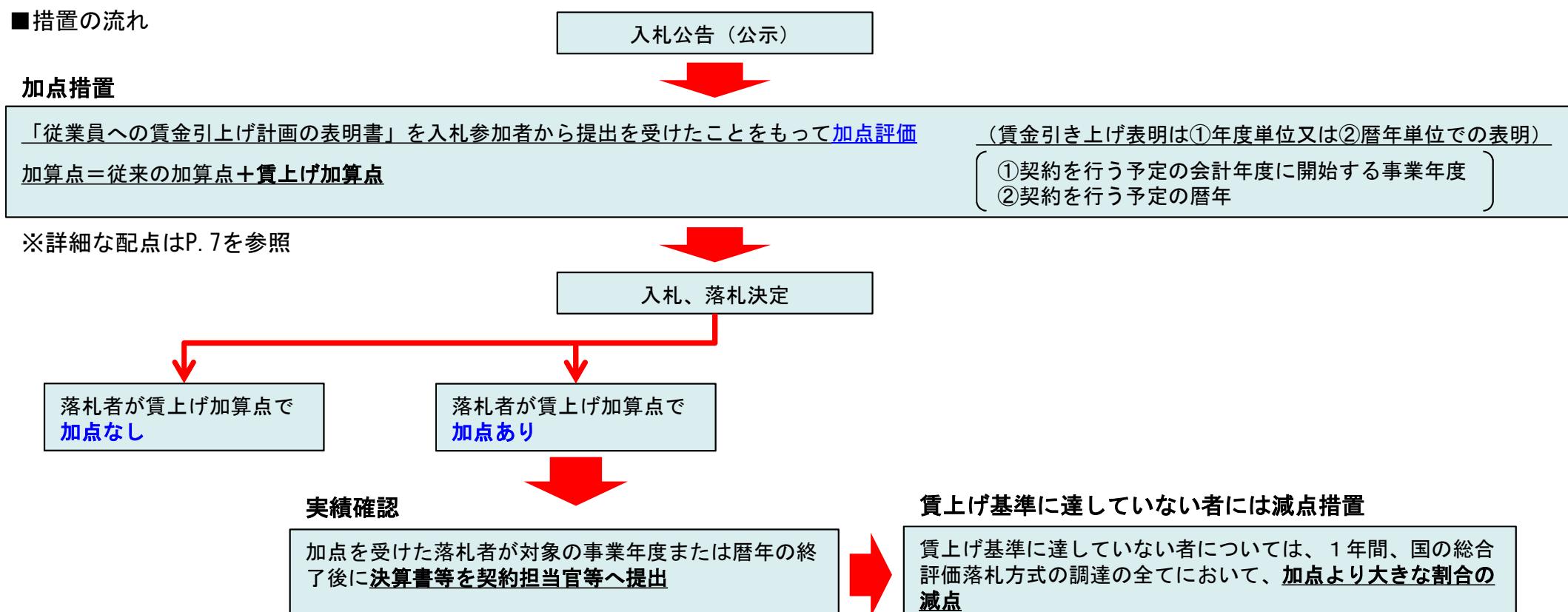
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。

■適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。

■加点評価：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。

■実績確認等：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)

※R4年3月版と変更なし

[経緯]

将来の公共工事に関する調査及び設計の品質確保のため、中長期的な扱い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すことで、技術者(男女問わず)の育成・確保を推進する。

[内容]

配置予定技術者(男女問わず)を対象に、実績を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間※を加えることができる。この場合においては、産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出すること。

(※取得期間に応じた期間は、「港湾空港関係の申請様式に関する留意点(産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方)」を参照。)

配置予定技術者が評価対象期間内に産休・育休を取得していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【延長前】

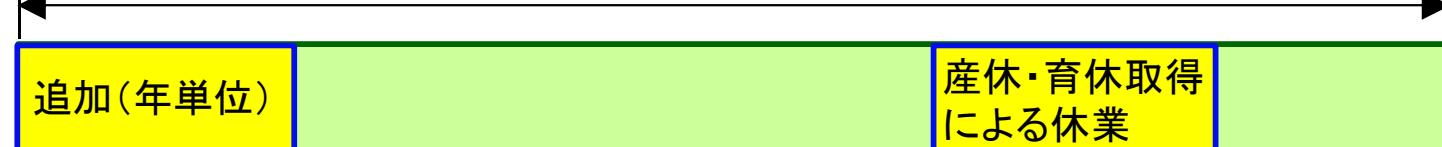
評価対象期間○○年



これまでには、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間【延長後】

評価対象期間○○年+休業期間に応じた期間



今後は、休業期間に応じた期間を評価対象期間に加算できる。

低入札価格調査基準

※R4年3月版と変更なし

○H31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ。

○H31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ。

土木関係建設 コンサルタント 業務	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～	H29.4.1～
	予定価格の 範囲	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%
直接人件費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
直接経費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
その他原価(技術経費 ^{※1}) × 算入率	0.50	0.60	0.90	0.90	0.90	0.90
一般管理費等(諸経費 ^{※2}) × 算入率	0.50	0.60	0.30	0.45	0.48	0.48

※1,2は、～H23.3まで

測量業務	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～	H29.4.1～	H31.4.1～
	予定価格の 範囲	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～82%
直接測量費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
測量調査費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
諸経費 × 算入率	0.30	0.40	0.40	0.45	0.48	0.48	0.48

補償関係 コンサルタント 業務	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～
	予定価格の 範囲	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%
直接人件費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
直接経費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
その他原価(技術経費 ^{※1}) × 算入率	0.50	0.60	0.90	0.90	0.90
一般管理費等(諸経費 ^{※2}) × 算入率	0.50	0.60	0.30	0.45	0.45

※1,2は、～H23.3まで

地質調査業務	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～	H31.4.1～
	予定価格の 範囲	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%
直接調査費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
間接調査費 × 算入率	1.00	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90
解析等調査業務費 × 算入率	0.70	0.75	0.75	0.80	0.80	0.80
諸経費 × 算入率	0.30	0.40	0.40	0.45	0.48	0.48

・アンダーラインは改定箇所

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定

総合評価落札方式(落札者の決定方法)

※R4年3月版と変更なし

落札者の決定方法

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。
- ・評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。
- ・評価値の算出方法は下記のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点と技術評価点の配分 = 1:1 ~ 1:3
(価格評価点20~60点:技術評価点60点)

$$\text{価格評価点} = 20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術評価の得点合計点} / \text{技術評価の配点合計点}$$

※評価点は小数点第4位(第5位切り捨て)とする。

技術評価点の評価項目例

- ・業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・技術提案 : 評価テーマに対する提案
- ・技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績

第三者照査の試行(1/2)

(1) 第三者照査の試行の導入

※R4年3月版と変更なし

低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づける。

(2) 試行対象業務

① 予定価格が1,000万円を超える業務：調査基準価格を下回る価格で契約した業務

→ 低入札価格調査期限末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知し、その通知が無い場合には、「競争契約入札心得（第8条第1項第十一号）」の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

② 予定価格100万円超～1,000万円以下の業務：調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した業務

→ 照査計画に基づく照査実施計画書までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。

※ ただし、見積参考資料の開示を行っていない業務、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に照査の定めの無い業務は除く。

(3) 第三者照査技術者資格と実績

第三者照査に求められる資格及び実績：予定照査技術者又は予定管理技術者に準ずるものとする。

第三者照査の試行(2/2)

※R4年3月版と変更なし

(4) 実施についての留意点

① 第三者照査の企業に要求される資格として

- ア. 予算決算及び会計令第70条、71条に該当しないこと。
- イ. 建設コンサルタント業務等にかかる競争参加資格の決定を受けていること。
- ウ. 指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ. 受注者との間に資本関係、人的関係において中立・公平な立場を証明できること。
- オ. 過去5年間に受注者と請負関係が無いこと。(元請・下請及び照査の受注を含む)
- カ. 当該年度において、四国地方整備局における建設コンサルタント業務等で低入札受注が無いこと。
- キ. 守秘義務を遵守可能な者。

② 第三者照査は、共通仕様書に定められる照査に準じて実施する。受注者は第三者照査の方法について照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期照査事項等を定め発注者に提出する。

③ 成果物に瑕疵がある場合、第三者による照査を実施した者が責任を負うものではない。

④ 打合せへの立会い

第三者照査技術者は、照査実施計画書に定めた照査時期毎に行った照査結果を、業務完了時の打合せにおいて、管理技術者とともに調査職員に対して報告するものとする。

⑤ 第三者照査技術者のTECRIS登録

調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の登録にあたっては、第三者照査技術者の登録は出来ない。

⑥ 罰則

業務完了通知書提出までに、第三者照査が適切に履行されない場合、業務成績評定点を最大15点減点する。

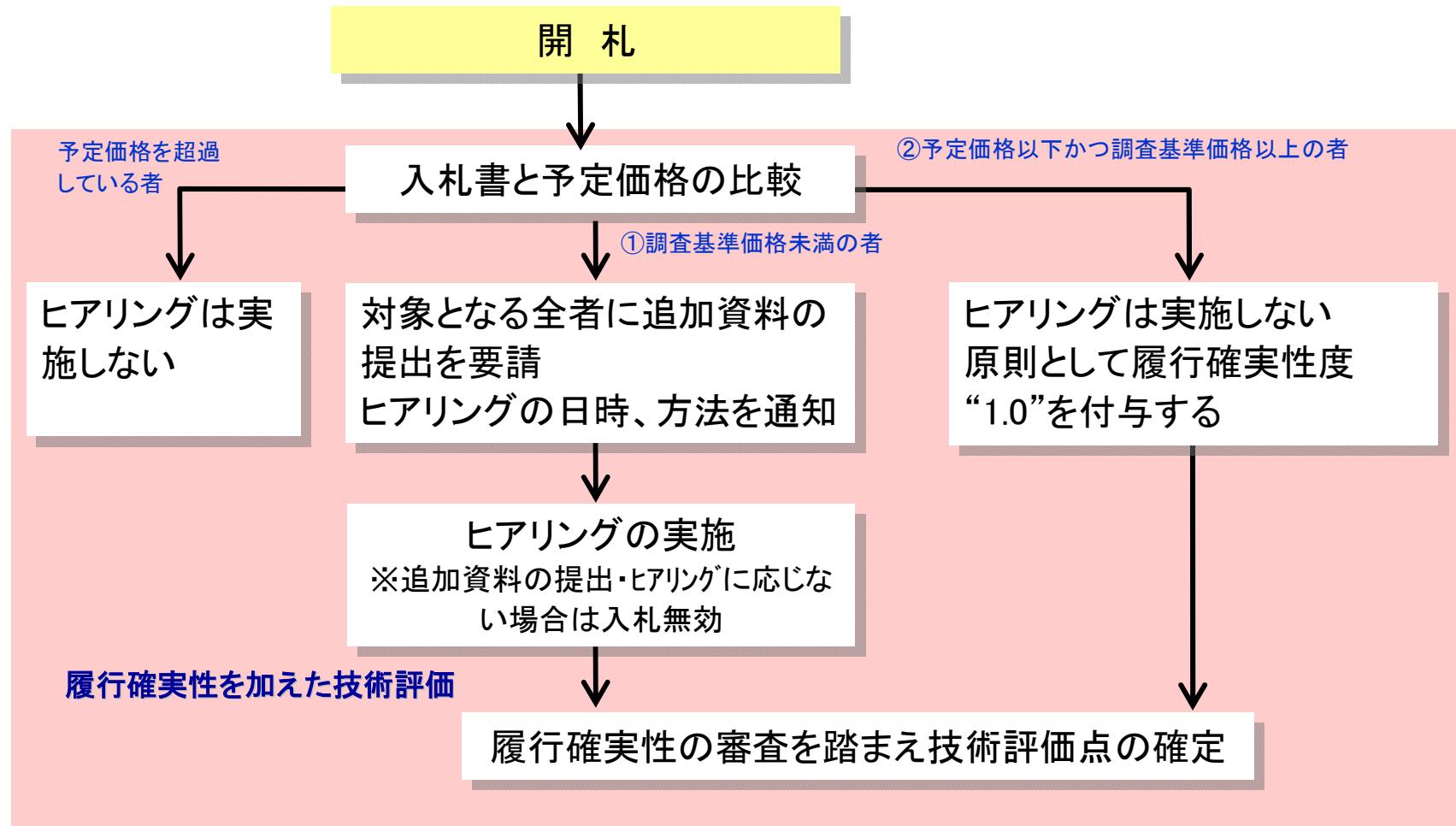
履行確実性の評価(1／3)

※R4年3月版と変更なし

(1)履行確実性評価の導入

- 総合評価落札方式における技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 対象業務：総合評価落札方式にて実施する業務のうち、予定価格が100万円を超える業務

(2)手続きの全体フロー



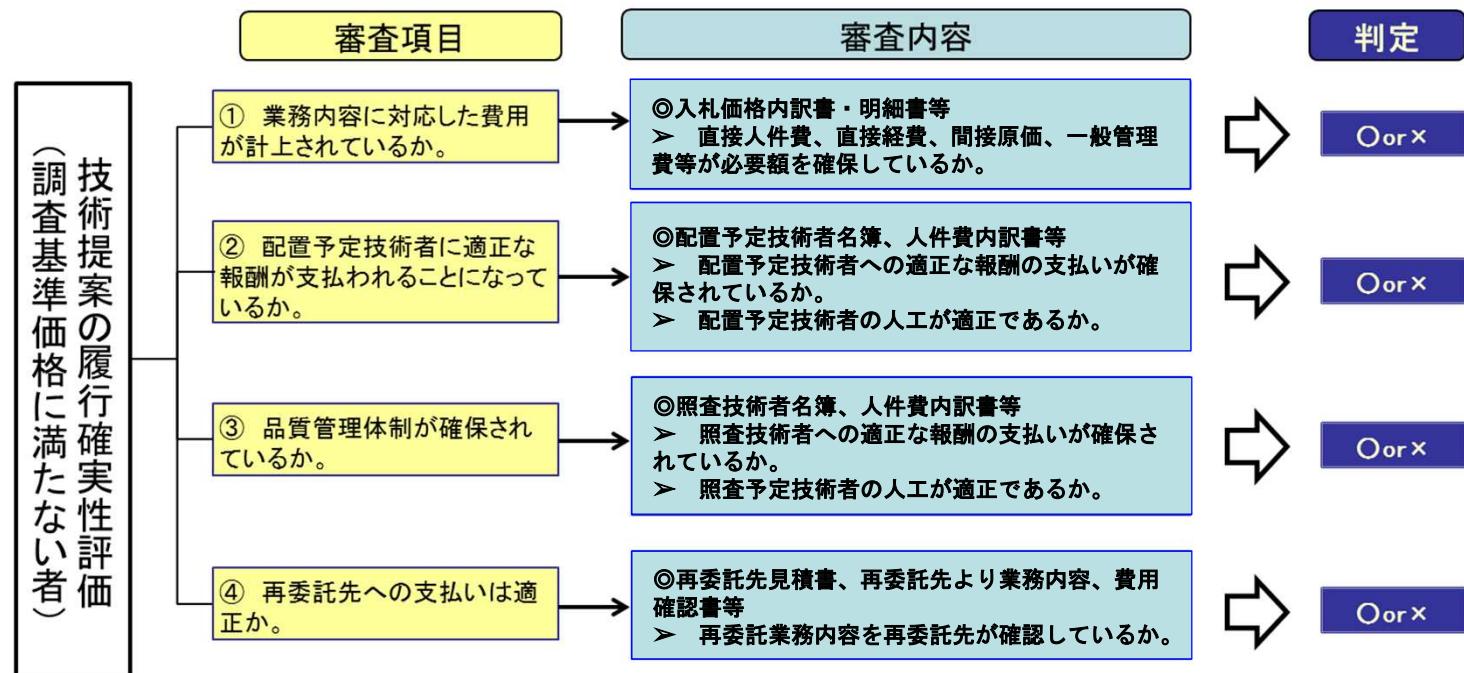
履行確実性の評価(2/3)

※R4年3月版と変更なし

(3)履行確実性の評価方法 (入札価格が調査基準価格に満たない者)

追加資料及びヒアリングにより、4項目を審査したうえで、5段階「A～E(0～1.0)」で履行確実性度を付与する。

<履行確実性評価の審査項目等>



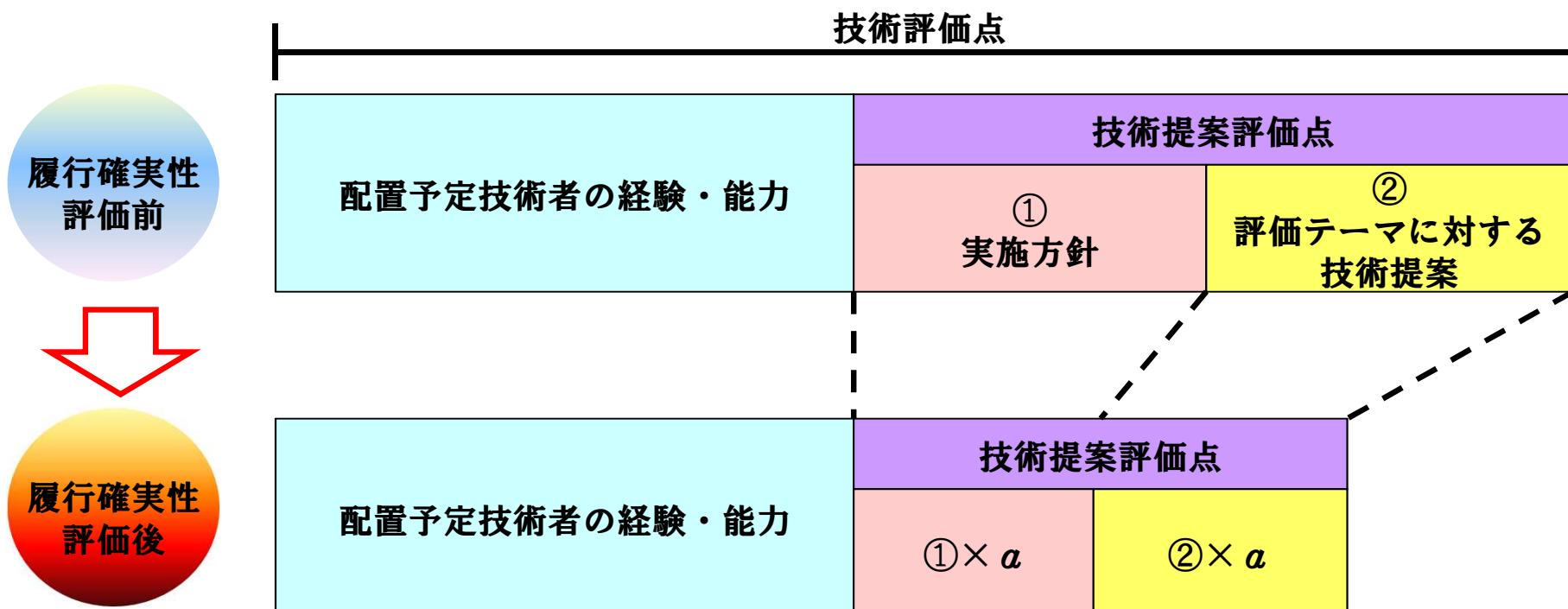
「O」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

履行確実性の評価(3/3)

※R4年3月版と変更なし

<評価方法>

「技術評価点」= (配置予定技術者の経験・能力) + (履行確実性評価前の技術提案評価点) × α (履行確実性度)



発注見通し等の公表

※R4年3月版と変更なし

工事・業務に係る発注見通しの公表は、従来四半期毎(4月、7月、10月、1月)及び補正予算等のタイミングで下記ツールにて公表を行ってきたところであるが、よりきめ細かいタイミングで公表を行っていき、全国的な課題となっている不調・不落対策に努める。

公表ツール

1. 四国地方整備局記者発表資料 → 四半期毎及び補正予算等のタイミング

<http://www.pa.skr.mlit.go.jp/>

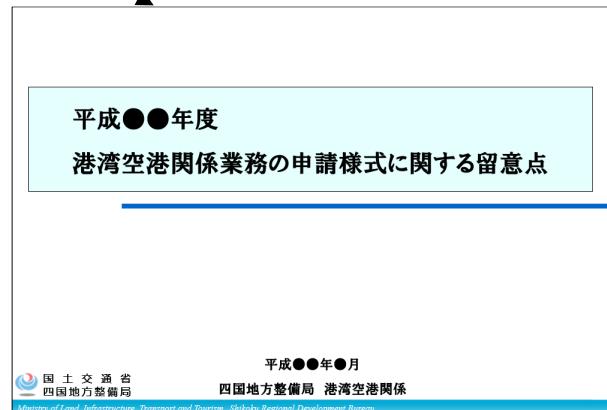
2. 港湾空港関連入札・契約情報 → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表

<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/> (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)

3. 入札情報サービス → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表

<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm> (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)

4. 港湾空港関係の申請様式に関する留意点 <http://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>



業務品質確保調整会議について

業務品質確保調整会議

※R4年3月版と変更なし

○目的

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、発注者の責務として適切な履行期間を設定すること、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額又は履行期間の変更を行うこと等が規定された。

このため、業務着手前及び設計変更事象発生時等において、受発注者が履行条件、業務計画、業務工程等について総合的に確認・調整し、円滑な業務の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者を入れた業務品質調整会議を設置する。

【実施概要】

○原則として測量・調査・設計業務の全件を対象

○開催時期

業務着手前に行うことを原則とするが、設計変更事象発生時のほか
必要に応じて複数回開催可能

○参加者

- ・発注者：副所長以上及び工務課長、関係課長等、各調査職員等
- ・受注者：受注者の代表等、管理技術者、担当技術者等

○開催内容

- ・設計図書に示された設計条件、履行条件(技術提案、関係者調整事項等含む)の確認
- ・業務工程に関する内容の確認
- ・業務計画の妥当性の確認
- ・設計変更に関する内容の確認
- ・業務環境改善の認識共有
- ・その他確認・調整等が必要な事項

○確認・調整等を行った事項について文書に記録し、必要に応じて契約変更を行うなど適切な対応を行う
(打合せ・確認記録簿の様式が更新。開催内容の各項目のチェックリスト様式に)

III. チェックリスト		
確認・調整項目	チェック	確認・調整結果
特記仕様書等に示された <u>設計・履行条件</u> について確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>	
休日を確保した <u>適切な履行期間</u> であることを確認した	<input type="checkbox"/>	
<u>業務工程</u> の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>	
業務計画による <u>業務計画</u> の確認を行った	<input type="checkbox"/>	
発注者から <u>契約変更事務ガイドライン</u> の説明を行った	<input type="checkbox"/>	
<u>設計変更</u> にかかる課題の解決や妥当性等の確認・調整を行った	<input type="checkbox"/>	
ノーギャラリーの確認、定期以降の打ち合わせ禁止等、 <u>履行環境の配慮</u> の確認を行った	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	

IV. 打合せ・確認記録簿
※会議における決定事項や残調整事項、今後の方針等、議事要旨を記載

チェックリスト(抜粋)

業務三者会議の開催(試行)

※R4年3月版と変更なし

<概要>

- 地盤条件の設定を慎重に行うべき設計案件について、工事目的物の品質確保や工事手戻り防止のため、設計時における地盤条件を主とした設計思想(条件)の伝達及び情報共有を図る。
- 対象は、地盤条件が複雑又は特殊などの理由により、設計条件設定に配慮が必要な外注による基本設計業務とし、開催時期は受注者が業務を着手する前に開催する(複数開催も可)。
- 出席者は、発注者・業務受注者・土質調査者とする。

<取組方針>

地盤条件設定に考慮が必要な外注による予備・概略・基本設計を対象として実施(試行)。

<調査・計画～施設供用までにおける業務三者会議の位置付け(イメージ)>



■ 業務三者会議の内容

【発注者】 地盤条件を主とした設計条件の説明

【受注者】 地盤条件を主とした設計条件の確認、質問等

【土質調査者】 土質調査結果の補足説明

設計ミス要因を予め排除することにより、
施工・施設供用時の不具合発生を未然に防止

業務におけるスケジュール管理表による情報共有(試行)

※R3年度と変更なし

<概要>

- 受発注者間でスケジュール管理を行い、相互に情報共有を図りながら業務を進めることにより、業務成果品の品質向上を図る。
- 業務内の各作業に対して、受発注者の役割分担、着手日、回答期限等を設定し、可能な限り設定期間までの回答に努める。
- 受発注者双方が確認した内容については、業務成果品の修正等の大幅な手戻りを行わないよう努める。

※受発注者双方が確認した内容について、再度修正等することを制限するものではない。

<取組方針> 外注による予備・概略・基本設計を対象として実施(試行)。

業務スケジュール管理表(イメージ)

別紙 業務スケジュール管理表									
作業項目	現在の状況								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
協議・報告	○		○		○		○		
照査	●		●	○		○	○	○	
設計計画	■■■								
照査用震度算定		■■■■■							
基本設計	永続状態および変動状態の安定性の照査		■■■■■						
構造諸元の決定			■■■						
図面作成			■■■						
実施設計	図面作成・数量計算		■■■■■		■■■■■				
報告書作成				■■■■■		■■■■■			
平成30年8月3日～平成31年2月28日									
■計画 ■実績									
着手日	作業事項(タスク)	作業者 発注者 受注者	期 限	状 况	今後の検討事項・課題・目標		予 定	懸案事項	解決策等
8/3	着手届、通知書、経歴書、技術者届等	○		済	8/4発注者へ提出				
8/4	初回打合せ	○ ○		済	業務計画書(案)を発注者へ提出				
8/7	設計条件の設定	○		済	○○護岸の検討方針未定				
9/5	実施設計	○			主要図面作成中・数量算出項目抽出				
9/15	構造計算	○			概略計算中				
9/29	中間打合せ	○ ○							
11/30	○○護岸の検討方針	○ ○	発注者回答12月4日まで						
12/4	○○護岸の検討方針(回答)	○ ○	発注者回答12月4日回答						
1/19	中間打合せ	○ ○							
2/1	報告書取り纏め	○ ○							
2/27	最終報告	○ ○							

計画と実工程を記載し、進捗状況を把握

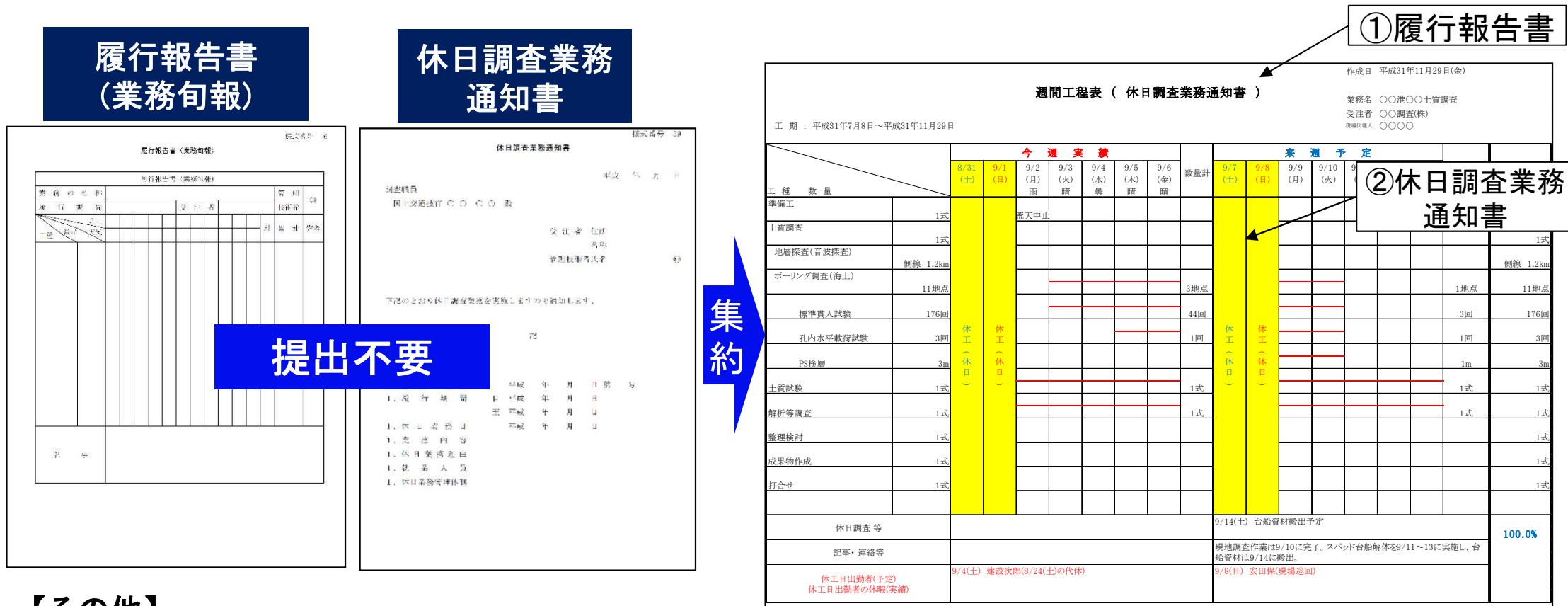
作業内容や分担を記載し受発注者の役割・作業期限の明確することにより、作業の効率化を図る

業務における書類削減の取り組み

※R4年3月版と変更なし

業務書類の「集約・提出抑制」(試行) ※外業作業がある業務を対象に令和元年度より試行

- 「履行報告書(業務旬報)」「休日調査業務通知書」を不要とし、新たに「週間工程表」を作成し集約。
- 「週間工程表」の提出は、調査職員宛に事前にメールで送信し、紙書類での提出は不要とする。



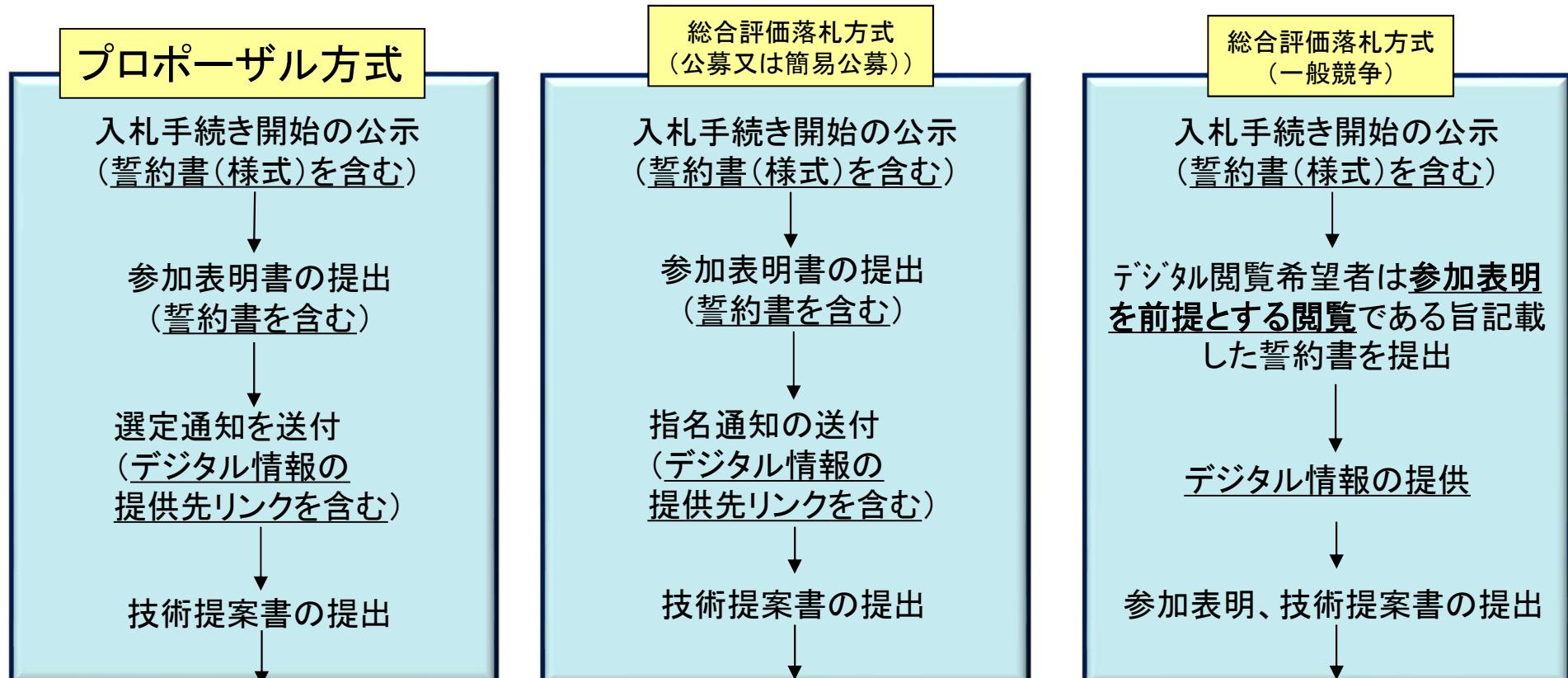
【その他】

- 港湾潜水技士の有効期限の確認: 業務計画書に記載(必要に応じ港湾潜水技士手帳の写しを提示)。
 変更業務計画書の提出: 軽微な変更内容及び他の提出書類で足りる場合は、提出不要。

過年度関連業務資料のデジタル情報での提示について

※R4年3月版と変更なし

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の公募型又は簡易公募型を対象としていたが、令和3年度より対象範囲を拡大し、原則全案件対象とする。入札手続き開始の公示時に参加表明書申請の様式に含めて誓約書(様式)を配布し、参加表明を前提としたデジタル閲覧である旨、記載した誓約書を提出してもらい、それをもってデジタル情報の提供リンク先をメール等で連絡する。
- デジタル情報については、印刷不可にするとともにパスワードを設定するものとする。
- 準備が整った業務より順次適用する。なお、サーバ容量等により一部限定する場合がある。



※R4年3月版と変更なし

【目的・効果】

- ・打合せ・検査に要する受注者の移動時間の削減(受注者の働き方改革の促進)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底

【対象業務】

- ・すべての設計・測量・調査等業務を対象とし、そのうち受注者と合意が得られた業務について実施するものとする。

【試行内容】

- ・港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に定める「打合せ」、「検査」について実施
- ・テレビ会議等に使用するパソコン、モニター、プロジェクター等は受発注者それぞれが必要なものを準備
- ・会議に使用するアプリケーション(例: Skype、Teams、Zoom等)については受発注者間の協議にて決定する。

【費用】

- ・受注者にかかる機器・機材及び通信費は受注者負担とする。
- ・テレビ会議等の実施による旅費交通費は原則計上しない。

※R4年3月版と変更なし

【目的】

- 港湾工事等で導入している帳票管理システムを新たに業務に導入することで、受発注者間で扱っている書類を電子データで扱うことによる書類の簡素化や業務の効率化を図る。

○業務帳票管理システム(仮)導入のメリット

- ・書類のデータベース化による提出の履歴確認が容易
 - ・保管スペースの省力化
 - ・受発注者間の情報共有化
 - ・帳票管理システムから直接電子納品用データが作成可能

令和3年度から運用

○適用業務

- ・港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に準拠し、開発していることから同共通仕様書を用いる業務のすべてに対応可能
 - ・合わせて発注者支援業務においても本システムの適用が可能

提出書類一覧へ戻る		禁限文字一覧
<input type="radio"/> プレビュー <input type="radio"/> 申請・保存 <input type="radio"/> 編集		
プレビュー · 申請・保存 · 削除		
<input checked="" type="checkbox"/> 業務帳票データ出力する		
サブタイトル：		
協議書		
令和2年10月17日		
(一財) 港空港総合技術センター 留任技術者 楠原 実次		
分任支出負担行為担当官 港空港事業所事務所長 和田 靖史		
令和2年●月●日付け第●号をもって契約した●における標記について、契約書第●条第●項に基づき下記のとおり協議しますので、御異議がなければ承諾書を提出願います。		
記		
1. 業務の名称	JR東海発注補助業務	
2. 契約年月日	令和2年4月1日	
3. 協議内容		

・事務・書類

承認・否認

✓ 実績報告データ出力する

確認番号 : 26

サブタイトル : [合せせ2020.10.7]

打合せ・確認等記録簿

令和2年10月8日		
実績の名称	設計仕様作成並計画箇所(その3)	
年月日	監査官の区分	資料添付の有無
令和2年10月7日	提出	※□について
（承認／異議）		
コメント入力		
同意		
（否認／異議）		
理由入力		
同意		
行成者コメント		
最終承認		
申請中		
登録	承認	固観
■	管理技術部	受注・十郎
■	固西販	調査・高郎
■	社内調査員	会社・五郎
■	社外調査員	勉強・太郎

業務帳票管理システムのイメージ図

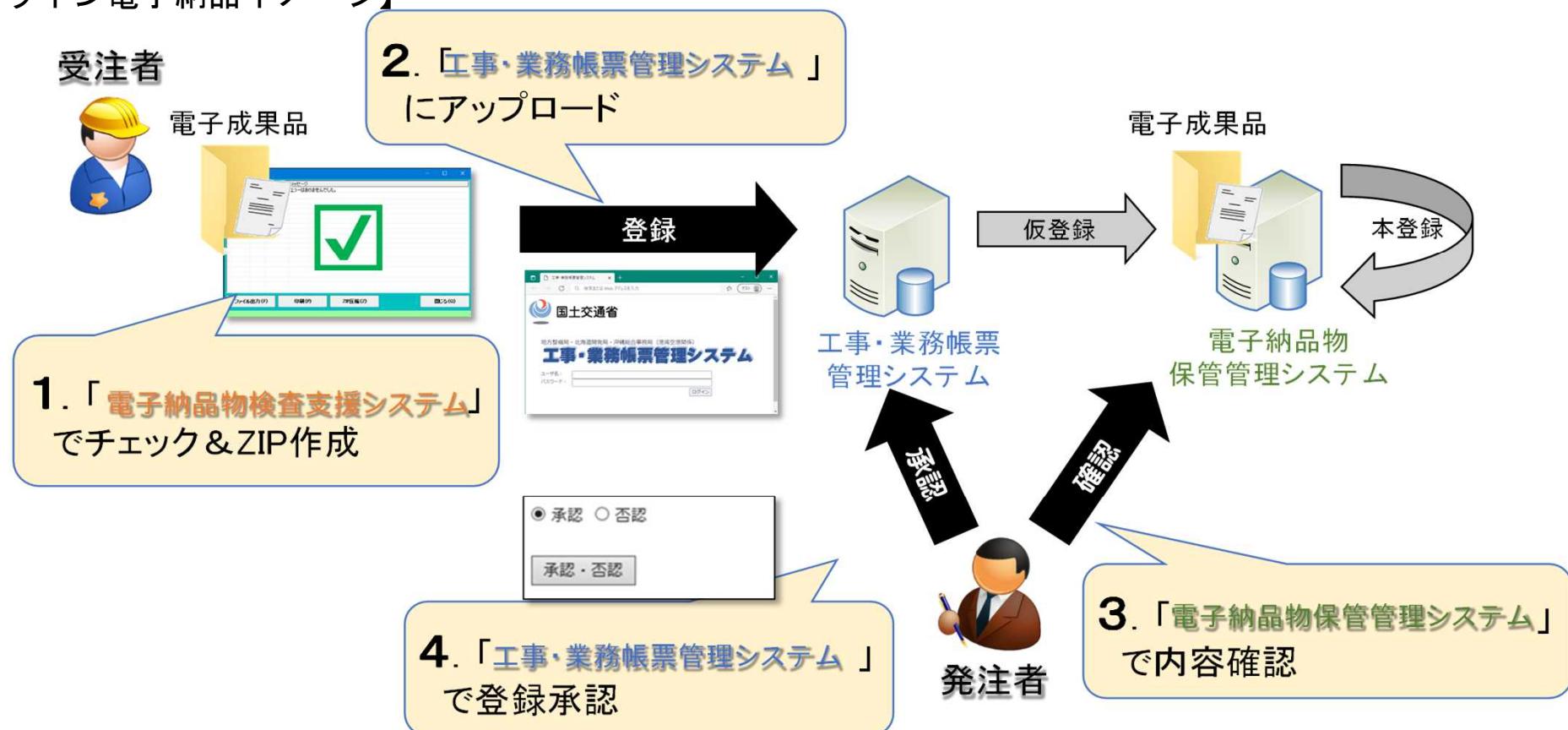
オンライン電子納品の運用開始

※R4年3月版と変更なし

○工事完成図書及び業務成果品の電子化の推進や、サイバーサポート施策に寄与する取り組みとして、設計～施工～維持管理の一元的なデータ管理が可能となるオンライン電子納品の運用を、令和4年4月より開始する。

- ・対象：全ての工事及び業務
- ・運用開始：令和4年4月1日
- ・実施内容：従来、電子媒体(CD-R等)で納品されていた完成図書等を、インターネット経由でクラウド上に納品する。
「工事・業務帳票管理システム」と「電子納品物保管管理システム」で構成される。

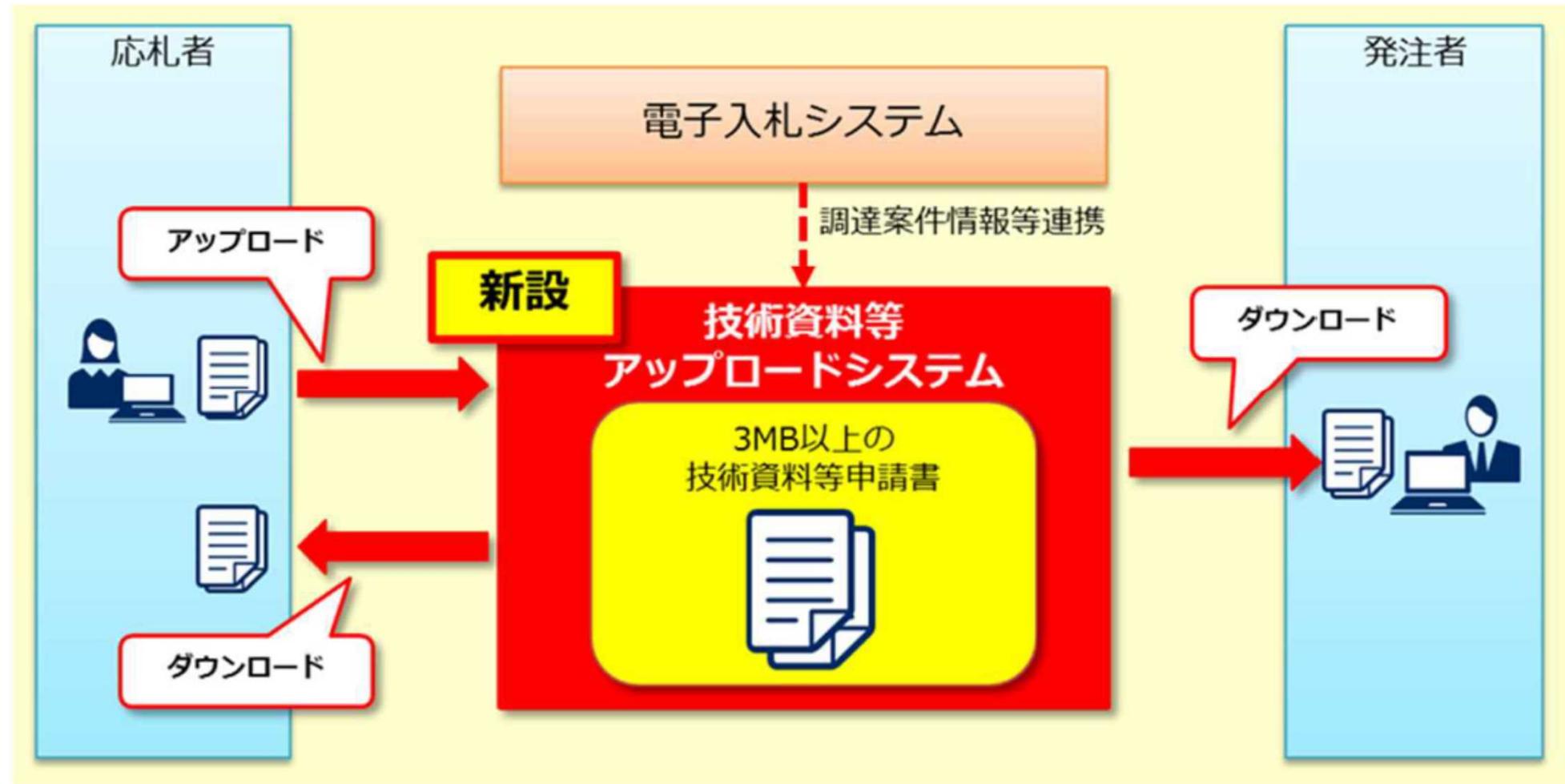
【オンライン電子納品イメージ】



競争参加における申請書類の提出ファイルサイズの増加

※R4年3月版と変更なし

電子入札システムの機能改良により、「技術資料等アップロードシステム」を用いて技術資料等の提出を行うことで、提出できるファイルサイズの合計の上限が、令和3年1月より、これまでの3MB から10MB に増加。



- 新サブシステムとして技術資料等アップロードシステムを導入により、10MB程度の容量の技術資料等の取扱が可能に。
- 全てのネットワークにおいてhttpsで通信。接続をインターネット回線から建設行政WANに変更。
- 電子入札システムホームページURLがhttp からhttps に変更。

<http://www.e-bisc.go.jp> → <https://www.e-bisc.go.jp>

別冊

新型コロナ感染症拡大防止対策

1) 入札手続き期間の延長、業務実績評価の緩和【業務】

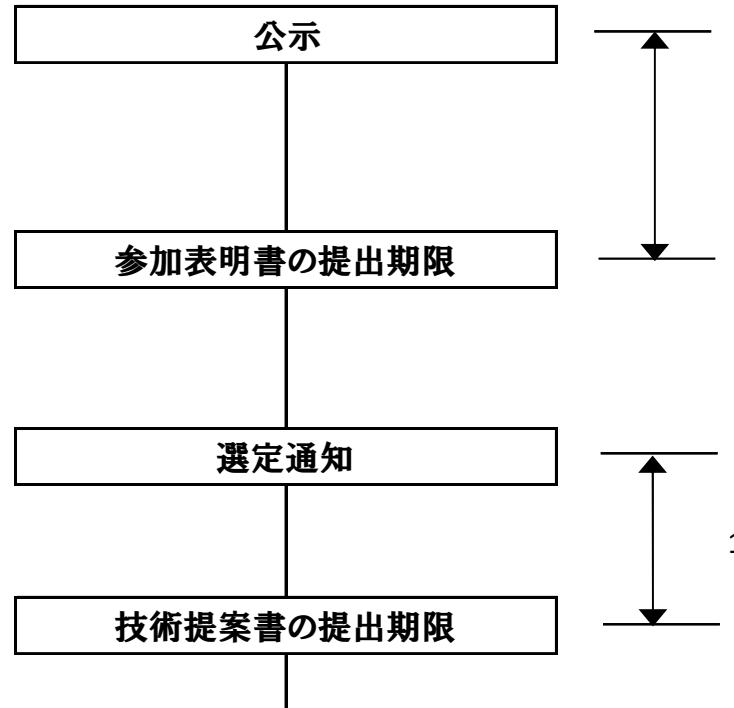
○入札手続き期間の延長

※R4年3月版と変更なし

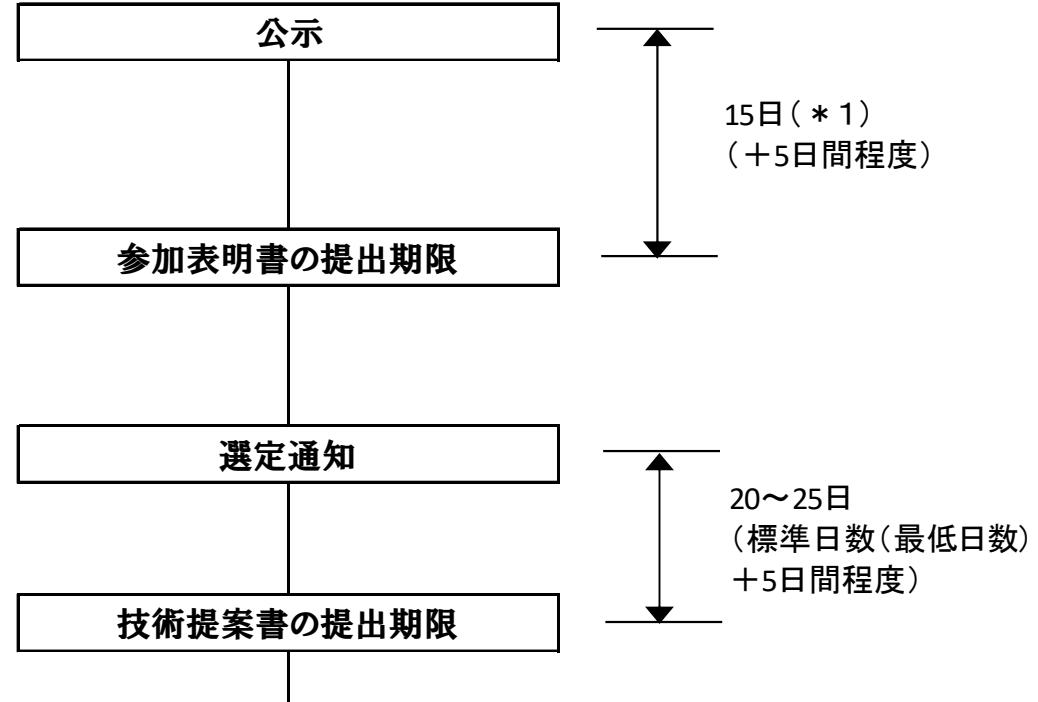
業務(プロポーザル方式、総合評価落札方式)については、参加表明書および技術提案書の提出期限を、それぞれ標準より5日間程度(土日祝を除く営業日)延長する。(令和2年7月より)

例:簡易公募プロポーザル方式

見直し前



見直し後



(*1:簡易公募に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。
設計共同体を設定する場合は10日以上確保する。)

○業務実績評価の緩和(令和2年5月より)

【変更入札説明書】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、一時中止や履行期間の延長を行ったことにより、完成・引渡しが完了しなくなつた業務についても、同種又は類似業務の実績として求めている業務内容が完成していれば、実績として認める。(事故など、指名停止、文書注意、口頭注意の対象となる不祥事が発生していないこと。)

2) 簡易な実施方針(試行) (1/2)

※R4年3月版と変更なし

以下業務を対象に実施方針に記載する内容の簡素化を行う。(令和2年7月より)
(文字サイズを10ポイント以上、行数を10行以下、業務フローの記載なし)

【対象業務】

- ① プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型): 全ての業務とする。
- ② 総合評価落札方式(簡易型): 各事務所、年間5件を上限とする。

[標準]

評価項目	評価項目の着眼点		評価
		評価基準	
実施方針・ 実施フ ロー・工 程表・その 他	業務理解度	目的、条件、内容の理解が高い場合に優位に評価する。	20
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10 (15)
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10 (15)
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10 (一)
計			50

- <記載内容>
- 実施方針
 - 実施フロー
 - 工程表
 - その他
- 計 4 (3) 項目

() は総合評価方式の場合

[試行]

評価項目	評価項目の着眼点		評価
		評価基準	
簡易な 実施方針	業務理解度	業務の目的、業務の実施方針が適切に記載されている場合に優位に評価する。	30
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画が妥当性の場合に優位に評価する。	20
計			50

- <記載内容>
- 簡易な実施方針
 - 工程表
- 計 2 項目

※R4年3月版と変更なし

[標準]

[試行]

別添－2

(様式－2)

簡易な実施方針

■業務の目的

■業務の実施方針

■工程計画

検討項目	業務工程						備 考
	月	月	月	月	月	月	

※A4判1枚以内に記載すること。

※業務の目的、業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載すること。業務の目的、業務の実施方針について、文字サイズ10ポイント程度とし、業務の目的、実施方針を合わせて10行以内に記載する。

※業務の目的、業務の実施方針の記載箇所には図表は記載せず、文字のみとする。

※【外業作業を伴う場合は追加】他機関との調整・許可が必要な内容は評価の対象としない。